

業務委託仕様書

1 件名

秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成業務委託

2 業務内容

- (1) 「秋田市暮らしに役立つサービス」冊子に掲載する公的サービス以外のサービス（民間事業者、NPO法人などが行うサービス）に関する、高齢者の生活に役立つ情報の調査および収集
- (2) 「秋田市暮らしに役立つサービス」冊子に掲載する広告掲載者（広告主）の募集および広告料の徴収
- (3) 「秋田市暮らしに役立つサービス」冊子および電子データの作成

3 冊子の規格、部数等

- (1) 規 格 A4版
- (2) 部 数 15,000部
- (3) 用 紙 表紙マット紙90KG以上、本文マット紙55KG以上
- (4) 刷 り 色 表紙フルカラー、本文2色刷り
- (5) 原 稿 行政情報に関するデータ入稿を受託者に提供する。
- (6) 校 正 レイアウト校正2回、文字校正3回以上とする。
- (7) 印 刷 印刷は、300線以上の高精細印刷とする。
- (8) 納入期限 令和8年3月13日（金）
- (9) そ の 他

ア「暮らしに役立つサービス」の情報について、PDFファイルおよびエクセルファイルを作成し、CD-Rで納入すること。なお、エクセルファイルは、秋田市ホームページ上に掲載している同冊子のページ（<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1011481/1004689/1033349.html>）で公開されているオープンデータの様式を使用すること。

イ 用紙およびインクはグリーン購入法の基準を満たすこと。

ウ ユニバーサルデザインを適用し、高齢者や障がいのあるかたに配慮したものとする。

4 内容について

- (1) 公的サービス以外の暮らしに役立つサービスの情報を収集し、「秋田市暮らしに役立つサービス」冊子を作成する。この冊子には、市が提供する行政情報を含むほか、広告等を加え作成すること。
- (2) 冊子「秋田市暮らしに役立つサービス2025（令和7年2月発行）」を参考とし、秋田市ホームページ上に掲載している同冊子のページ（<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1011481/1004689/1033349.html>）で公開されている各サービスの内容の確認・更新を行い、事業者の了解を得た上で掲載すること。

- (3) 掲載するサービス件数は、令和7年9月現在ホームページ上で公開されている掲載件数に加え、新規分を可能な限り追加させること。
- (4) 掲載情報の種別は、以下のとおりを基準とするが、必要に応じて、秋田市と受託者で協議する。
- (5) 目次毎にその内容をイメージするイラストを作成すること。

・暮らしに役立つサービス

1	生活のちょっとした不便がでてきたら (1) 生活支援サービス（介護保険外） (2) 送迎サービス（介護保険外） (3) お弁当／調理済み食品の宅配サービス
2	日々の買い物に困ったら (1) 購入した商品の宅配を行っている店舗 (2) 食品・日用品等の宅配サービス（電話・FAX注文、移動販売等）
3	ペットのことで心配になったら
4	気分転換や健康づくりをしたくなったら (1) 移動・訪問理美容 (2) 温泉施設／レクリエーション施設 (3) スポーツクラブ／健康教室
5	高齢者世帯やひとり暮らしで不安になったら (1) 防犯・安全 (2) サービス付き高齢者向け住宅 (3) 住宅リフォーム
6	介護ベッドや車いすを使いたいと思ったら 福祉用具販売・レンタル（介護保険外）
7	身の回りの整理が必要になったら (1) 終活・生前整理・遺品整理・福祉整理 (2) 空き家管理等
8	パソコン・スマートフォン・インターネット等で困ったら

・行政からの提供情報(市からデータ提供) (予定)

1	冊子についての説明
2	医療機関および行政相談窓口 (1) 訪問診療・往診 (2) 訪問歯科診療 (3) 在宅訪問を行う薬局 (4) 認知症サポート医 (5) 認知症協力歯科医療機関 (6) 高齢者と障がい者の相談窓口 (7) 秋田市権利擁護センター (8) 日本司法支援センター 秋田地方事務所 (法テラス秋田) (9) 総務省の行政相談窓口 (10) 秋田市ボランティアセンター (11) 秋田市シルバー人材センター (12) 産業雇用安定センター
3	高齢者が元気に楽しく過ごすための12のヒント
4	秋田市でいきいきと活動するシニア等を紹介する記事

(6) 記載内容

サービスを提供する事業者の名称、問合せ先を記載すること。その他の事業者情報やサービス名、サービスの概要に関しては、高齢者にとって利用しやすい記載となるよう配慮すること。サービスの概要を記載せず、ホームページを見るように促す記載は不可。

また、記載に当たっては、「!」や「◆」、「☆」等の記号表記は避け、統一性を持たせること。

(7) 情報掲載量の条件

提供情報の掲載量に大幅な差が生じることがないようにすること。

(8) 作成留意事項

ア 市は掲載を希望し、適切なサービス履行に関する同意が得られた事業者について、受託業者に情報を提供する。

イ 作成した「暮らしに役立つサービス」の内容をPDFデータやオープンデータとして秋田市ホームページに掲載することの了承を事業者から得ること。

5 広告掲載

(1) 冊子には、企業等の広告を掲載する。

(2) 冊子に掲載する広告は、受託者が募集し、市は、広告主に対して広告の掲載を直接呼び掛けるなどの行為はしない。

(3) 広告の掲載に当たっては、秋田市広告掲載要綱（平成19年10月31日市長決裁）および秋田市広告掲載基準（平成19年10月31日市長決裁）に規定する基準を遵守すること。

(4) 広告の掲載により広告主から得られる収入は受託者に帰属する。

6 契約に関する条件等

(1) 秋田市に本社、支店又は営業所を有し、自社で冊子を作成することができ、仕様書の内容を理解し、これを確実に履行できる者であること。

(2) 印刷にあたっては、担当職員が印刷現場に立ち会いできること（その場合の諸準備および費用等は、受託者で負担すること）。

(3) 受託者は本業務の全て又は大部分を第三者に再委託してはならない。

(4) 受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託する内容等について、事前に秋田市に書面で提出し、承認を得ること。

7 冊子の配布先

冊子は秋田市が、市の施設等に設置し、必要とする高齢者が入手できるようにする。なお、冊子発行については広報あきた、市のホームページで周知する。

8 成果品の納入場所および納入時期

本業務の成果品は、市が指定する場所（別紙のとおり）のほか、広告掲載事業者に納入し、秋田市が指定する期日までに納入すること。

なお、秋田市福祉保健部長寿福祉課への納入は、同課が指定する部数を必要に応じて納品すること。

9 その他

(1) 受託者は業務の遂行に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(3) 内容については、適宜、市と協議しながら進めること。

「秋田市暮らしに役立つサービス」の配達について

別紙

NO	部数	施設名・建物名 等	所在地	電話番号	コミセンの所管センター
1	100	中央市民サービスセンター	山王一丁目1-1	018-888-5640	
2	150	東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13番地3	018-853-1039	
3	150	西部市民サービスセンター	新屋扇町13-34	018-888-8080	
4	150	南部市民サービスセンター	御野場一丁目5-1	018-853-5735	
5	50	南部市民サービスセンター(別館)	牛島東六丁目4-5	018-838-1212	
6	200	北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3-1	018-845-2261	
7	100	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎38-2	018-882-5221	
8	150	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48-1	018-886-5511	
9	50	駅東サービスセンター	東通仲町4-1	018-887-5320	
10	50	茨島地区コミュニティセンター	茨島一丁目4-71	018-823-0374	中央市民SC
11	50	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町6-12	018-824-4701	
12	50	泉地区コミュニティセンター	泉北一丁目20-27	018-824-8035	
13	50	旭南地区コミュニティセンター	旭南一丁目15-5	018-865-3337	
14	50	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1-9	018-834-9844	
15	50	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4-15	018-866-7266	
16	50	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2-27	018-866-8341	
17	50	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町8-16	018-866-2770	
18	50	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2-27	018-836-1636	東部市民SC
19	50	旭川地区コミュニティセンター	手形字オノ浜51-2	018-835-1712	
20	50	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38	018-833-9967	
21	50	太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42	018-838-2111	
22	50	下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面133-1	018-833-1461	
23	50	桜地区コミュニティセンター	桜台一丁目1-4	018-834-2815	
24	50	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224-1	018-828-2135	西部市民SC
25	50	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野1-76	018-879-2005	
26	50	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10-10	018-862-1618	
27	50	浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88-6	018-828-2281	
28	50	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29-1	018-839-2522	南部市民SC
29	50	大住地区コミュニティセンター	大住南二丁目7-24	018-839-6900	
30	50	仁井田地区コミュニティセンター	仁井田本町四丁目5-20	018-839-6399	
31	50	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76	018-868-5075	北部市民SC
32	50	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5-22	018-845-1731	
33	50	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13-23	018-845-0537	
34	50	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8-8	018-845-1408	
35	50	港北地区コミュニティセンター	土崎港北三丁目7-9	018-847-2340	
36	50	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193-4	018-873-2112	

37	50	上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林88-5	018-870-2845	
38	50	飯島南地区コミュニティセンター	飯島字南場掛318-2	018-847-0080	
39	50	金足地区コミュニティセンター	金足小泉字上前55	018-873-2111	
40	20	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34-1	018-883-2111	河辺市民SC
41	30	岩見三内連絡所	河辺三内字外川原34-1	018-883-2111	
42	50	大正寺連絡所	雄和新波字樋口62-2	018-887-2111	
43	50	下新城交流センター	下新城中野字前谷地263	018-873-4839	
44	50	明德館	千秋明德町4-4	018-832-9220	
45	50	明德館河辺分館	河辺北野田高屋字上前田表66番地1	018-881-1202	
46	50	新屋図書館	新屋大川町12-26	018-828-4215	
47	100	土崎図書館	土崎港中央六丁目16-30	018-845-0572	
48	50	雄和図書館	雄和妙法字上大部48-1	018-886-2853	
49	1,000	秋田市社会福祉協議会	八橋南1-8-2	018-862-7445	
50	200	保健所 (保健予防課100、健康管理課100)	八橋南1-8-3	保健予防課 018-883-1176 健康管理課 018-883-1180	
51	50	市立秋田総合病院	川元松丘町4-30	018-823-4171	
52	50	中通総合病院	南通みその町3-15	018-833-1122	
53	50	秋田厚生医療センター	飯島西袋一丁目1-1	018-880-3000	
54	50	秋田大学医学部附属病院	広面字蓮沼44-2	018-834-1111	
55	50	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢222-1	018-829-5000	
56	50	土崎病院	土崎港中央四丁目4-26	018-845-4121	
57	50	五十嵐記念病院	土崎港中央一丁目17-23	018-845-0251	
58	50	外旭川病院	外旭川字三後田142	018-868-5511	
59	50	御野場病院	御野場二丁目14-1	018-839-6141	
60	50	秋田県立循環器・脳脊髄センター	千秋久保田町6-10	018-833-0115	
61	50	秋田県福祉相談センター	中通二丁目1-51	018-831-2301	
62	50	法テラス秋田	中通五丁目1-51	050-3383-5550	
63	50	秋田行政監視行政相談センター	秋田市山王七丁目1番3号	018-824-1426	
64	50	公益財団法人産業雇用安定センター	秋田市山王3丁目1-7 東カンビル4階	018-823-7024	
65	100	障がい者生活支援センターほくと	秋田市下新城中野街道端西11-1	018-873-7801	
66	50	竹生寮	秋田市柳田竹生168	018-834-2577	
67	50	指定相談支援事業所クローバー	秋田市飯島道東2丁目13-20	018-846-5328	
68	200	八橋地域包括支援センター社協	八橋南一丁目8-2	018-883-1465	
69	200	川元地域包括支援センター社協	旭南一丁目8-12	018-853-5968	
70	200	泉地域包括支援センターリンデンバウム	泉菅野二丁目17-11	018-896-5960	
71	200	中通地域包括支援センター幸ザ・サロン	中通六丁目4-27	018-827-3323	

72	200	東通地域包括支援センターひだまり	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5階	018-884-1405
73	200	旭川地域包括支援センター友遊	旭川南町8-28	018-838-1011
74	200	広面地域包括支援センター桜の園	広面字樋ノ沖72-1 アーバンティくらべ1-A	018-853-7240
75	200	河辺地域包括支援センター社協	河辺北野田高屋字上前田表66-1	018-882-5565
76	200	勝平地域包括支援センターシンシア	新屋朝日町12-1	018-883-3055
77	200	新屋地域包括支援センターエンデバー	新屋大川町18-7	018-888-8761
78	200	牛島地域包括支援センター南寿園	牛島東三丁目9-1	018-838-0304
79	200	御所野地域包括支援センターけやき	御所野下堤五丁目1-5	018-838-6382
80	200	雄和地域包括支援センター緑水苑	雄和石田字苗代沢25-1	018-881-3511
81	200	寺内地域包括支援センター寿光園	寺内後城6-41	018-853-6300
82	200	外旭川地域包括支援センターコネクト	外旭川字梶ノ目814-5	018-869-7755
83	200	土崎地域包括支援センター永覚町	土崎港中央一丁目17-32	018-846-6471
84	200	飯島地域包括支援センター金寿園	土崎港北七丁目5-66	018-853-5820
85	200	下新城地域包括支援センターニコニコ	飯島川端三丁目1-48	018-800-7075
	950	その他、広告を掲載した事業者	昨年の実績19社(1社あたり50部)	
合計	9,700			